

## 物品借受申請書

令和 年 月 日

倉吉養護学校長 様

鳥取県G I G Aスクール推進用端末等貸付要項第6条の規定により、家庭等での学習のため端末等を借り受けたいので、下記のとおり保護者と連署して申請します。

なお、利用にあたっては、本書裏面の貸付条件及び鳥取県G I G Aスクール推進用端末等貸付要項を遵守します。

### 記

1 申請者（利用する生徒）

住 所

(フリガナ)

氏 名

注) 署名は本人又は保護者が行ってください。

2 保護者

住 所

(フリガナ)

氏 名

連絡先（電話番号）

注) 署名は必ず本人が行ってください。

3 借受希望の物品及び数量

品名	必要数量
タブレット端末	
モバイルルーター	
その他（ ）	

4 貸与を希望する期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(補足) 本書面の個人情報は、その目的を達成するためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

## 貸付条件

- 1 本申請により端末等を借り受けた者（以下「借受者」という。）は、その貸付けを受けた時から貸付物品について保管管理などの義務を負うこと。
- 2 貸付物品の利用にあたっては、借受者は次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 貸付物品の使用に係るID、パスワード等の情報を他者に漏らすこと
  - (2) 貸付物品を、他者に使用させ、又は転貸すること
  - (3) 貸付物品を、売却し、廃棄し、又は故意に破損すること
  - (4) 貸付物品を、学習活動以外に使用すること
  - (5) 貸付物品を利用して、他者に対し被害や悪影響を与えること
  - (6) 各学校が別に定める規程等に反する行為をおこなうこと
- 3 借受者は、学校長から貸付物品の運営管理にあたり別途指示があった場合はその指示に従うこと。
- 4 貸付物品の充電に係る経費は、利用者の負担とする。
- 5 借受者は、貸付物品を亡失したとき又は貸付物品が損傷したときは、学校を通じて直ちに物品亡失・損傷届（様式第4号）を鳥取県教育委員会事務局教育環境課長に提出しなければならない。
- 6 借受者の故意により貸付物品を亡失したり損傷を及ぼしたりした場合には、修繕費等の原状に復旧する費用は、利用者の負担とする。
- 7 借受者は、貸付物品の使用にあたり故意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合は、借受者はその損害を賠償する責任を負うこと。
- 8 県又は学校は、県又は学校が意図しない貸付物品の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負わない。
- 9 借受者が休学又は留学等により長期に登校しないこととなった場合は、貸付決定を取り消す場合がある。この場合において、利用者は学校長が別途定める日までに貸付物品を返却しなければならない。
- 10 利用者は、学校長が別に定める貸付期間終了日までに、貸付物品を返却しなければならない。

なお、貸付期間中であっても、県又は学校の管理運営において特別な事情が生じたときは、貸付けを中止することがある。

また、貸付物品を前項の返却日までに返却せず、学校からの督促にも応じない場合は、借受者は貸付物品の価額を弁償する責任を負う。
- 11 借受者には、占有権等の一切の権利の帰属はない。
- 12 利用者の保護者は、貸付要項に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証すること。
- 13 その他、貸付物品の利用に際しては、県及び学校の指示に従うこと。